「山形県立長井工業高等学校いじめ防止基本方針」

1 はじめに

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての 生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の 内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目的として行われなけ ればならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを目的としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、本校の他、教育委員会、地域住民、家庭、その他の機関及び関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

《いじめの定義》

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ※けんかやふざけ合いであっても、生徒の感じる被害性に着目し、該当するか否かを判断 する。
- ※好意で行った行為が、相手に苦痛を感じさせてしまった場合も、いじめに該当する。ただし、 いじめという言葉を使わずに、柔軟に対応することも可能である。

〈いじめの態様〉

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話(スマートフォンを含む)等で誹謗中傷や嫌なことをされる。等

いじめは決して許されない、あってはならない

2 いじめ防止のための取組み

(1) 教職員による指導について

- ① いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていく。
- ② 全校集会やホームルーム活動、部活動などで校長や教職員が、生徒に対して、 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」 と学校全体の雰囲気作りを行う。
- ③ 生徒会活動等を利用しながら、常日頃から、生徒と教職員がいじめとは何かについて認識を共有する手段を講ずる。(何がいじめなのかを具体的に列挙して目につく場所に掲示する、学校だより、生徒会だよりに掲載する等)
- ④ いじめの加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを 踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスとならないよ う一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進める。同時に、学級や学年、 部活動等の人間関係を把握して、一人一人自分の居場所や仲間との絆を感じ取る ことができるような教育活動を推進する。
- ⑤ 教職員の言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) 生徒に培う力とその取組み

- ① いじめの防止に向けて、生徒には以下のような力を培う。
 - ア 他人の気持ちを共感的に理解できる力。
 - イ 自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度。
 - ウ 自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決 していける力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力。
 - エ ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけず、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力。
 - オ 自己有用感…他者とのかかわりの中で自分の存在意義を再認識する。 自己肯定感…自分の価値、存在意義を認める。
- ② 上記のような力を総合的に培うために、以下のような取組みを行う。
 - ア 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進。
 - イ 規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくり や集団づくり。
 - ウ 一人一人が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会や 困難な状況を乗り越えるような体験の機会の提供。
 - エ ボランティア活動や社会貢献活動等の推進。

(3) いじめ防止等のための対策の組織と具体的な取組み

① 組織について

組織名「いじめ対策委員会」

委員構成

校長、教頭、教務部長、生徒部長、学年主任、科長、養護教諭、保健部長、他(学級担任、部活動顧問等)

※必要に応じて校外関係者を含めて会議を行う。

PTA代表、学校評議員、学校医、スクールカウンセラー等から選出 (個別事案により心理・福祉の専門家、弁護士、医師、警察官経験者等)

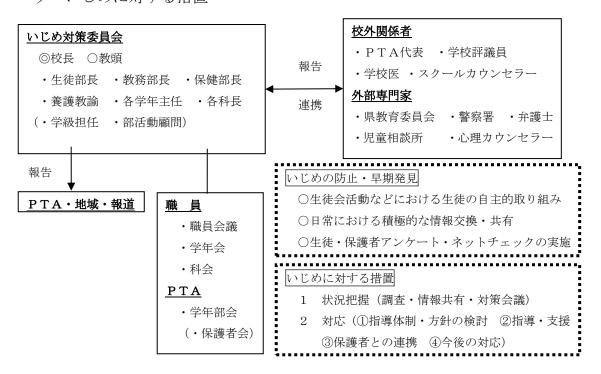
② 組織の役割

ア いじめの防止

- i 学校いじめ防止基本方針に基づき、取り組みの計画作成・実施・検証・修正を行う。
- 校内研修や職員会議等での情報提供
- ・ 生徒の活躍の機会や他者の役に立つ場を提供し、生徒の自己有用感を高める。
- ・ 生徒会などによるいじめを主体的に考え、いじめ防止を訴えるような取り 組み等
- ii いじめの相談・通報の窓口として対応する。
- iii いじめの疑いに関する情報の収集・記録・情報提供
- iv いじめの疑いに関する会議の開催・事情聴取・指導や支援体制・対応方針 の決定・保護者への連絡

イ いじめの早期発見

- i 定期的なアンケートの実施
- ii 学年・学級と連携した面談の実施
- iii ネットチェック
- iv 生徒の記録の活用
- ウ いじめに対する措置



(4) 生徒の主体的な取組み

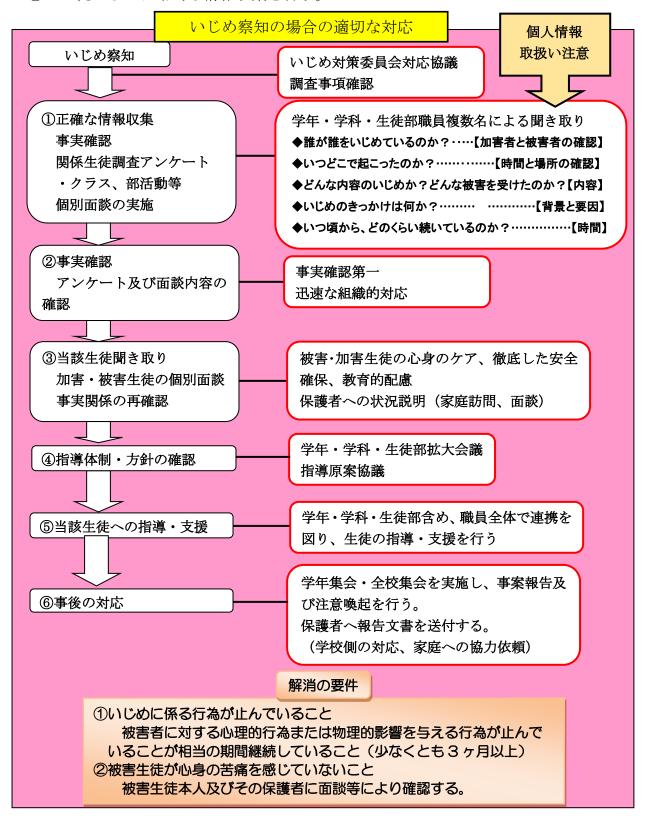
- ① 生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置等、生徒がいじめの問題について主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組みを推進する。
- ② 「いじめは人間として許されない行為である」「いじめを見て見ぬふりをすることもいじめを助長することにつながる」等、生徒へのいじめに対する理解を進めるとともに、いじめの防止等に資する生徒の自主的な企画及び運営による活動を促進することをはたらきかける。
- ③ 教職員は、全ての生徒が主体的に参加できる活動になっているかをチェックするとともに、教職員は陰で支える役割に徹するよう心がける。

(5) 家庭・地域との連携

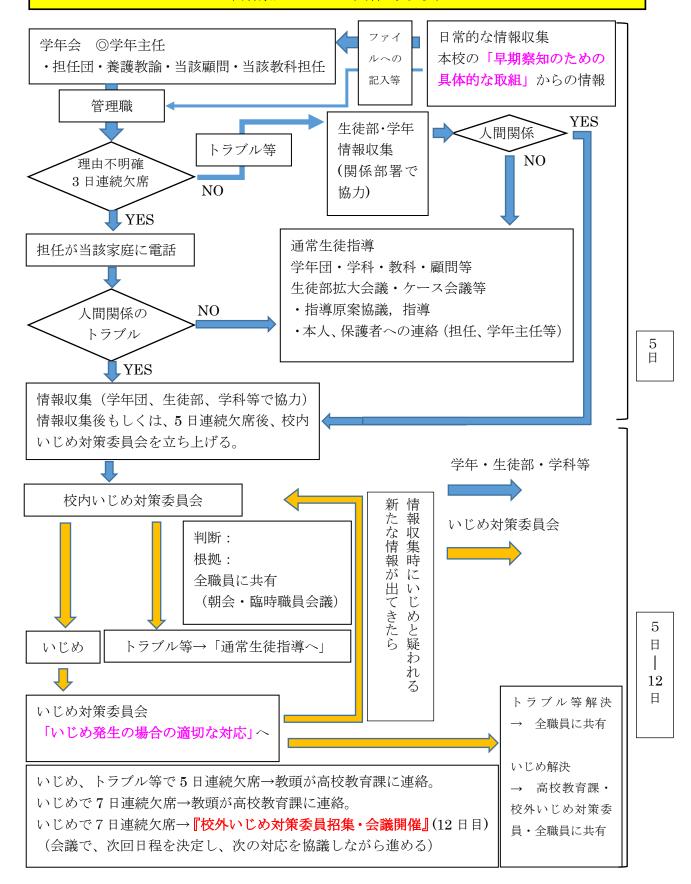
- ① 社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校と地域、家庭と連携し、いじめ防止に係る取組みを推進する。
- ② 学校のホームページや、PTA総会、学校だより等を通じて「学校いじめ防止基本方針」について理解を得る。

3 いじめ察知の在り方

- ① 欠席理由が不明確でかつ3日連続欠席の場合、保護者に電話し、状況を確認する。
- ② 生徒からの日常的な情報収集を行う。



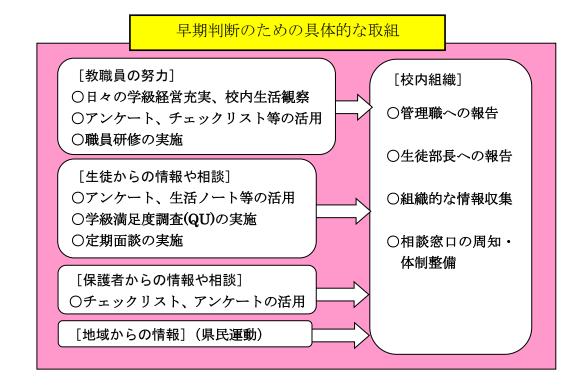
早期察知のための具体的な取組



4 早期判断の在り方

ーいじめに気づく、見逃さない努力と工夫ー

- (1) 良好な人間関係づくりを通じ、いじめを訴えやすい学級経営に努める。
- (2) アンケートや個別面談等により、事実関係を詳しく聴き取り、継続的に注視していく。
- (3) 担任一人で抱え込むことなく、「組織」で対応し、情報を共有しながら、 丁寧に見届ける。
- (4) 教職員間で、些細なことでも、バイアス (認識の歪み、偏り) をかけずに話せる雰囲気の職場環境に努める。
- (5) いじめか否かの判断を個人で行うのではなく、「組織」として行う。



- 5 いじめに対する措置(早期対応・組織的対応)
 - (1) いじめと認知した場合の対応

- 徹底した組織的対応-

- ① いじめを認知した場合、躊躇なく報告し、校長のリーダーシップのもと、 組織的に対応する。
- ② 迅速かつ丁寧に保護者へ事実関係を伝えるとともに、いじめられた児童 生徒の安全を確保する。
- ③ 校内組織でいじめの解決に向けた指導方針や体制を確認し、役割を分担しながら、継続的に対応する。
- 6 ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上のいじめ

- ① 「ネット上のいじめ」とは、スマートフォンやパソコン等を通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示版などに、特定の生徒の悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、画像や動画を掲載したり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものである。
- ② 「ネット上のいじめ」には、次のような特徴がある。
 - ア 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
 - イ インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、生徒が簡単 に被害者にも加害者にもなる。
 - ウ インターネット上に掲載された個人情報や画像等は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
 - エ 保護者や教師などの身近な大人が、生徒のスマートフォン等の利用の状況を把握することが難しい。また、生徒の利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。
 - オ 一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能 性があることなど、深刻な影響を及ぼすものである。
 - カ インターネット上のいじめは、刑法上名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。
- ③ このような「ネット上のいじめ」についても、他のいじめと同様に決して許されるものではなく、 特徴を理解した上で、早期発見・早期対応に向けた取組を行っていく。
- (2) ネット上のいじめの類型
 - ① 「ネット上のいじめ」には様々なものがあるが、手段や内容に着目して、次のように類型化できる。実際の「ネット上のいじめ」は、これらに分類したそれぞれの要素を複合的に含んでいる場合も多くある。
 - ア 掲示板・ブログ・プロフでの「ネット上のいじめ」

特定の生徒の誹謗・中傷を書き込んだり、個人情報を無断で掲載したり、特定の生徒になりすましてインターネット上で活動を行うもの。

イ メールでの「ネット上のいじめ」

特定の子どもに、誹謗・中傷のメールを繰り返し送信したり、「チェーンメール」で悪口や誹謗・中傷の内容を送信したり、多くのクラスメイトになりすまして、誹謗・中傷などを行うもの。

ウ SNSを利用した「ネット上のいじめ」

SNSのグループから外したり、わざと返信しなかったりするなどのやり方で、ネットワークのグループ内で「仲間はずれ」を行うもの。

(1) ネット上のいじめの未然防止

- ① 情報モラル指導の徹底と教員の指導力の向上
 - ア 情報モラル教育については学校全体で取り組み、指導に当たってはそれぞれの教員が、インターネット等に関する知識や「ネット上のいじめ」の実態を理解し、生徒への情報モラルに関する指導力の向上を図る。
 - イ また、「ネット上のいじめ」は、今後、新たな手口が発生することも考え られる。そのため、常に最新の動向の把握に努める。

② 家庭との連携

- ア 保護者会や三者面談等の機会を捉えて、校内における情報モラルに関する 指導状況や生徒のインターネット利用状況等について家庭・地域に情報提供 を行い、学校と連携して「ネット上のいじめ」の未然防止と、早期発見・早 期対応に向けた情報共有や相談活動への協力を求めていく。
- イ 各家庭においても、生徒のインターネット利用状況を把握し、「ネット上のいじめ」やインターネットの利用について話題にするなど、日頃から子どもと話し合う機会を設けるようはたらきかける。また、インターネットの利用に関して家庭におけるルールづくりを行うと同時に、スマートフォンや携帯電話等にフィルタリングをかけ、使用を制限していくこと等についても啓発する。=ペアレンタルコントロール

《情報モラル教育の具体的内容》

- ① 掲示板やメール等を用いて誹謗・中傷の書き込みを行ったり、他人の個人情報や画像等を勝手に掲載したりすることは、いじめであり、決して許される行為ではないこと。
- ② 掲示板等への書き込みなどは、匿名で行うことができるが、書き込みや画像・動画の掲載を行った個人は特定されること。特に、書き込み等が悪質な場合などは、犯罪となり、警察に検挙される場合もあること。また、掲示板等への書き込みが原因で、傷害や殺人などの重大犯罪につながる場合もあること。
- ③ 掲示板やメール等を含め、インターネットを利用する際には、利用のマナーがあり、 それらをしっかりと守ることにより、インターネットのリスクを回避することにつながること。

(2) 早期発見への取組

- ① 「ネット上のいじめ」も、現実の人間関係が強く反映されている場合が多い。 従って、現実での人間関係をしっかり把握し、いじめられた生徒が見せる小さ な変化やサインを見逃さず、被害生徒の心に寄り添いながら傾聴し、きめ細か な支援を行う。
- ② 県教育委員会が実施している「ネット被害防止スクールガード事業」を活用し、インターネット上のサイト利用や書き込み等、不適切なものが報告された場合、当該生徒を指導し、削除等の対応を行う。また、必要に応じて削除依頼や警察等への通報等の対応を行う。
- ③ SNSや携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくい。このため校内における情報モラル教育を進めるとともに、保護者にも学年・学級懇談会、学校だより等で積極的に理解を求めていく。

(3) 早期対応への取組

① インターネット上の不適切な書き込みや画像・動画の掲載等については、 被害の拡大を避けるため、迅速かつ徹底的に削除する措置をとる。特に名誉 毀損やプライバシー侵害等があった場合、管理者やプロバイダに対して速や かに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、 必要に応じて「ネット被害防止スクールガード事業」業務委託業者の協力を 求める。この対応は、生徒、保護者、教員等からの情報をもとに、「生徒部担 当」が窓口となって実施する。

② 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに当該所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

《掲示板等に書き込みがあった場合の具体的対応》

- ① 書き込み内容や掲載内容の確認
 - 書き込みや掲載のあった掲示板のURLや不適切なメール等を控えるとともに、書き込みや掲載内容をプリントアウトするなどして、内容を保存するようにする。
 - 掲示板等の中には、パソコンから見ることができないものもある。その場合は、携帯電話等から掲示板等にアクセスする。また、携帯電話等での誹謗・中傷の場合は、 プリントアウトが困難なため、デジタルカメラで撮影するなどして内容を保存する。
- ② 掲示板等の管理者に削除依頼
 - 掲示板等のトップページを表示し「管理者へのメール」や「お問い合わせ」と表示 されているところから、削除依頼のメールを送信する。なお、削除依頼の方法は、そ れぞれの掲示板等によって異なるので、先に「利用規約」等に書かれている削除依頼 方法を確認する。
 - 削除依頼を行う場合は、個人のメールアドレスは使わず、学校等のパソコンやメールアドレスから行う。また、削除依頼を行うメールについて、個人の所属・氏名などを記載する必要はない。掲示板等の管理者に、個人情報を悪用されることなどがないよう注意する。
- ③ 掲示板等のプロバイダに削除依頼
 - 掲示板等の管理者に依頼しても削除されない場合や、管理者の連絡先が不明な場合 などは、プロバイダ(掲示板サービス提供会社等)へ削除依頼を行う。
- ④ 警察や山形地方法務局への相談

7 教育的諸課題から配慮すべき生徒の対応

学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(1) 発達障がいを含む、障がいのある生徒

発達障がいを含む、障がいのある生徒が関わるいじめについては、教職員が個々の生徒の障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。また、校内研修や職員会議等、その生徒の障がいを理解し、適切な対応を学び、指導のあり方について、教職員全体で共通理解を深める場の設定も考慮していく。

(2) 海外から帰国した生徒や外国人の生徒

海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒は、言語や文化の違いから、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの違いからいじめが行われることがないよう、教職員、生徒、保護者等の外国人生徒等に対する理解を促進する。さらに、当該生徒の課題を集団全体の課題として共有させることにより、周囲の生徒が当該生徒に対する興味関心を持つ姿勢につなげ、集団として多くのことを学ぶきっかけとすることも大切な視点である。

(3) 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒

性同一性障がいや性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

常日頃から生徒理解の視点を大切にし、様々な資料等(例 「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け) (文部科学省)」など)から正しい知識を習得したり、積極的に研修会等で情報収集したりする。

(4) 被災生徒

東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒 (「被災生徒」という。)については、被災生徒が受けた心身への多大な影響や慣れな い環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該生徒に対する心のケアを適切に行 い、細心の注意を払いながら、被災生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り 組む。

8 重大事態への対処

重大事態の意味とは?

① いじめにより、当該生徒の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められた時

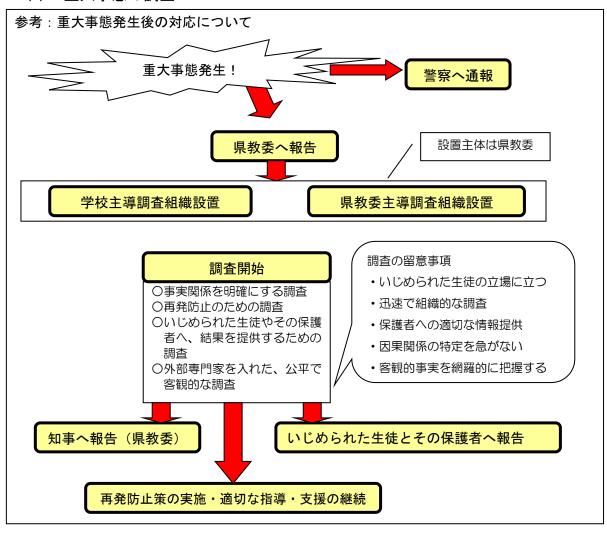
<「生命、心身又は財産に重大な被害」に該当すると想定されるケース>

- 〇 生徒が自殺を図った場合
- 〇 身体に重大な傷害を負った場合
- 〇 金品等に重大な被害を被った場合
- 〇 精神性の疾患を発症した場合 等
- ② いじめにより、当該生徒が「相当の期間」(年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合にはこの限りではない)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた時
- ③ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときには、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(1) 基本的な対処の構造

- ① 校長は、直ちに県教育委員会へ報告する。また、当該重大事態が生命、身体 又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときには、直ちに所轄警察 署に通報する。
- ② 重大事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするための調査を実施する。この調査を行う主体や調査組織については、県教育委員会において判断する。この調査を行うに当たっては、第三者の参画を得て、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ③ この調査によって得られた調査結果等の必要な情報は、当該生徒及びその保護者に対し、適切に提供する。

(2) 重大事態の調査



- ① 県教育委員会への報告 学校は、重大事態が発生した場合(重大事態の疑いがあると認められた場合も含む)、県教育委員会を通じて知事へ報告する。
- ② 調査の趣旨及び調査主体
 - ア この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の 目的とするものではなく、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生 の防止に資するために行う。
 - イ 調査の主体は、学校が主体となって行う場合と、県教育委員会が主体となって行う場合が考えられるが、事案の特性、いじめられた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、県教育委員会が判断する。
- ③ 調査を行うための組織
 - ア 学校が調査の主体となる場合、県教育委員会から、情報の提供の内容・方法・時期などについて、必要な指導及び人的措置も含めた支援を得ながら、「いじめ対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて調査を実施する。
 - イ 県教育委員会が調査の主体となる場合、県教育委員会が設置する弁護士や 精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有す る者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関 係を有しない者(第三者)により構成される組織を中心として、調査を実施 する。
- ④ 事実関係を明確にするための調査の実施
 - ア 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
 - イ いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合
 - i いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、質問紙の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。
 - ii 調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止めさせる。
 - iii いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、その生徒の状況に あわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支 援等をする。
 - ウ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合
 - i 生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

(3) 調査結果の提供及び報告

- ① いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係 (いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか) について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行う。
- ② これらの情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- ③ 質問紙調査の実施により得られた結果等については、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。
- ④ 調査結果については、県教育委員会を通じて、知事に報告する。その際、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の、調査についての所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて送付する。

参考:自殺の背景調査における留意事項

生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。この調査については、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」(平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とする。

- 〇 背景調査に当たり、遺族が、当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つ ことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に、 在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概 ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する 方針などについて、できる限り、遺族と合意の上で行う。
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。
- 関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

9 点検・評価と不断の見直し

(1) 学校評価等を通しての点検・評価

- ① いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態 把握や対応が促され、生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立てる。
- ② 目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。
- ③ 「いじめ対策委員会」は、学校基本方針の策定や見直し、いじめ防止の取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなどについて、PDCAサイクルで検証を行う。

10 その他

教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

平成30年3月22日作成 令和 6年6月25日一部改定